

令和7年度

公用車売払いのご案内

参加申込期間	令和7年6月2日(月)～16日(月)	午後5時必着
入札期間	令和7年6月2日(月)～23日(月)	午後5時必着
開札日時	令和7年6月26日(木)	午前10時から 安中市役所本庁舎 305会議室

安中市 企画政策部 資産活用課 資産活用係

TEL 027-382-1111(内線1055)

【 入札の流れ 】

入札参加申込期間	<u>令和7年6月2日(月)～令和7年6月16日(月)</u> 午前9時から午後5時まで ※期間内必着 提出書類を期間中に郵送または持参
入 札 期 間	<u>令和7年6月2日(月)～令和7年6月23日(月)</u> 午前9時から午後5時まで ※期間内必着 提出書類を期間中に郵送または持参
開 札 日 時	<u>令和7年6月26日(木) 午前10時から</u> 安中市役所 本庁舎3階 305会議室 入札者または代理人がご来庁ください ※来庁は必須ではありませんが、落札後の手続きをスムーズに行うためにできる限り来庁をお願いいたします。
契 約 締 結 期 間	<u>令和7年6月27日(金)～令和7年7月4日(金)</u> 午前9時から午後4時まで 契約書に記名または署名し、及び押印して期間中に持参
売買代金納付期間	<u>令和7年6月27日(金)～令和7年7月18日(金)</u> 指定金融機関または会計課で納付
引 渡 し	<u>令和7年7月25日(金) 午後5時まで</u> 売買代金の納付を確認した後に車両の引渡し ※ 車両の移動に係る手続・諸経費は落札者負担です
所 有 者 の 変 更	<u>令和7年8月22日(金) 午後5時まで</u> 登録変更後「登録識別情報等通知書の写し」を提出 ※ 登録変更等に係る諸経費は落札者負担です
そ の 他	車両の引渡しから14日以内を目安として速やかに 安中市等の印字を塗りつぶす、サイレン等を取り外す等の処理 ※ 上記の処理に係る手続・諸経費は落札者負担です

※上記に記載されている全ての期間のうち、土日祝は除きます。

1 売払方法

一般競争入札により実施します。

一般競争入札とは、複数の申込者が価格を競い合い、市があらかじめ定めた予定価格以上かつ最も高い価格で入札した方と契約する方法です。

2 入札参加資格

個人・法人を問わず、どなたでも入札にご参加いただけます。

未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人の方は、要相談となりますので事前にお問い合わせください。

また、次のいずれかの条件に該当する方は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当すると認められる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められてから3年を経過しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用してから3年を経過しない者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の適用を受ける者
- (5) 次に掲げる税のいずれかに滞納がある者
 - ① 安中市が課税する税
 - ② (個人の場合)住所地または(法人の場合)本店若しくは支店の所在地が安中市以外の市町村(特別区を含む)である場合において、当該市町村が課税する税
- (6) 安中市暴力団等排除条例第2条各号の規定に該当すると認められる者

3 売払いの条件

入札によって得た動産を次の用途に使用することを禁止します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途

4 売払物件

物件 番号	自動車登録番号	車名・型名	走行距離(km) (車検証表示)	予定価格 (円)
1	群馬 800 さ 8155	三菱ふそう（キャンターガッ ツ）・KK-FD50AB	9,400	50,000
2	群馬 800 さ 5737	トヨタ（ランドクルーザー）・ KG-HZJ79	7,300	50,000
3	群馬 800 さ 5457	いすゞ（エルフ）・ KK-NKS71GAR	10,900	50,000

※ 物件の詳細については別紙公用車売却仕様書をご参考ください。

※ 物件の引渡しは、現状有姿となりますので、必ず車両の状態をご確認ください。また、外見からは判断できない部品の交換等が必要となる場合があります。

※ 落札後の車両移動(手続きを含む。)、費用については、落札者の負担となります。

※ 入札保証金については、免除いたします。

5 入札参加申込み

(1) 提出書類(提出された書類は、返却しません。)

提出書類(個人)	提出書類(法人)
① 入札参加申込書	① 入札参加申込書
② 誓約書	② 誓約書
③ 住民票(マイナンバーの記載がないもの)	③ 現在事項全部証明書
④ 印鑑登録証明書	④ 印鑑証明書
⑤ 市税等の滞納がないことの証明書	⑤ 市税等の滞納がないことの証明書
⑥ 委任状 ※	⑥ 委任状 ※

・ 同一名義で複数物件の入札に参加する場合、提出部数は1部で足りません。

・ 入札者の住所地または所在地が安中市外である場合、⑤の書類は、安中市と当該市町村の書類をそれぞれご用意ください。

・ ③～⑤の書類は、発行後3箇月以内の原本とします。

※ ⑥の書類は、代理人を選定して入札に参加する場合のみ必要となります。

(2) 申込書等の提出方法及び提出場所

直接持参または郵送により受け付けます。郵送の場合、申請期間及び入札期間が限られているため、対応にお時間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

【直接持参の場合】

安中市役所 本庁舎2階 資産活用課 資産活用係 までご持参ください。

その場で提出書類を確認させていただいた後、入札書及び入札案内をお渡しいたします。

【郵送提出の場合】

〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市役所 資産活用課 資産活用係 までご送付ください。

※ 送付の際は「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」等送付の記録が残る方法で郵送してください。

提出書類を確認させていただいた後、電子メールにて入札書及び入札案内をお送りします。

(3) 申込書等の提出期間

令和7年6月2日(月)から令和7年6月16日(月)

午前9時から午後5時まで

※ 土日祝日を除きます。

※ 正午から午後1時までの間に来庁される場合は、事前にご連絡ください。

※ 令和7年6月16日(月)午後5時必着ですので、郵送提出の場合は、余裕をもって発送してください。

(4) 下見会の実施について

令和7年6月2日(月)から令和7年6月16日(月)

午前9時から午前11時及び午後1時から午後3時まで

車両の外観および内観を確認される場合は、事前の予約が必要となります。(土日祝日を除く)
希望する日の前日までに資産活用課資産活用係までご連絡お願いいたします。

※エンジンをかけずに確認できる範囲のみとなります。

※工具を用いた下見はできません。

6 入札

(1) 入札書の提出方法及び提出場所

直接持参または郵送により受け付けます。

【直接持参の場合】

安中市役所 本庁舎2階 資産活用課 資産活用係 までご持参ください。

【郵送提出の場合】

〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市役所 資産活用課 資産活用係 までご送付ください。

※ 送付の際は「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」等送付の記録が残る方法で郵送してください。

(2) 入札期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月23日（月）の午前9時から午後5時まで

※ 土日祝日を除きます。

※ 正午から午後1時までの間に来庁される場合は、事前にご連絡ください。

※ 令和7年6月23日（月）午後5時必着ですので、郵送提出の場合は、余裕をもって発送してください。

(3) 入札書の作成について

① 入札書に【物件番号】【入札金額】【記入年月日】【入札者住所・氏名】【代理人氏名(※代理人申込を行った場合)】を記入し、押印する。

※ 入札金額の訂正は行わず、算用数字でハッキリと記入し、最初の数字の頭に「¥」または「金」とご記入ください。「¥」や「金」の記入がない入札は失格となります。

※ 入札書には黒のボールペン(摩擦等で字が消えないもの)をご使用ください。

② 封筒用ラベルに【物件番号】【住所・氏名】を記入し、長形封筒に貼り付ける。

③ ①の入札書1枚のみを②の封筒に入れ、しっかりと封をする。

※ 複数物件に対し入札を行う場合は、必ず物件ごとに封筒を分けてください。

④ ③の封筒を持参または郵送の方法により提出する。

※ 複数物件に対し入札を行う場合は、郵送に係る手数料を抑える観点から、大封筒に③の封筒を複数同封したものを1通として郵送いただいても構いません。

(4) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格のない者が行った入札
- ② 同一者が同一物件に対して提出した2件以上の入札
- ③ 入札に際し不正行為のあった者が行った入札
- ④ 指定の書式以外の書面による入札
- ⑤ 入札書の必要事項に誤脱や書換え等があることにより内容が不明確な入札
- ⑥ 入札関係職員の指示に従わない等、開札会場の秩序を乱した者が行った入札
- ⑦ その他本書の条件に違反した者が行った入札

7 開札

(1) 開札日時

令和7年6月26日(木) 午前10時00分から

※ 開札当日の受付は、開札開始時刻の30分前から行います。

(2) 開札実施場所

群馬県安中市安中一丁目23番13号 安中市役所 本庁舎3階 305会議

(3) 開札日における入札者または代理人の来庁について

入札者または代理人の来庁は必須ではありませんが、落札後の手続きをスムーズに行うため、可能な限りご来庁いただきますようお願い申し上げます。

受付の際に本人確認を行いますので、入札者もしくはその代理人であることがわかる顔写真付きの身分が分かるものをご用意ください。

8 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除します。

9 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、市が定める予定価格以上で、最高金額で入札された者を落札者とします。
- (2) 上記に該当する者が2名以上いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。
この場合、入札者は、くじ引きを辞退することができません。
- (3) 入札者又は代理人が開札会場にいない場合は、入札事務に関係のない安中市職員が代わりにくじを引くことにより、落札者を決定します。

10 その他の注意事項

- (1) 一度提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換えまたは撤回をすることができません。
- (2) 入札を公正に執行することができないなど、特別の事情があると認める時は、入札の執行を延期し、または取り止めることがあります。

11 売買契約の締結

- (1) 事前に契約書（案）をご覧ください、内容を充分にご確認ください。
- (2) 落札者には開札終了後に契約書をお渡しします。
令和7年6月27日（金）午前9時から令和7年7月4日（金）午後4時までに記名または署名し、及び押印の上、安中市役所資産活用課資産活用係まで直接提出してください。
※ 本人確認のため、落札者もしくはその代理人であることがわかる顔写真付きの身分証明書をご持参ください。
※ 土日祝日を除きます。
※ 必ず「落札者」のご名義で売買契約を締結してください。
- (3) 上記期間中に落札者が契約を締結しない場合、落札の効力を失います。

1 2 売買代金の納入

- (1) 売買代金は、令和7年6月27日(金)から令和7年7月18日(金)までに、市が発行する納入通知書にて納付していただきます。
- ※ 領収書は、必ず保管してください。車両の引取の際に確認させていただきます。
 - ※ 指定金融機関が使用できない場合に限り、振込納入にも対応可能ですので、ご希望の際はご相談ください。ただし、振込の場合、振込手数料は落札者のご負担となります。
- (2) 上記期限中に売買代金を納入しない場合、売買契約を解除します。

1 3 所有権の移転等

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転します。
- (2) 売買代金納付後、令和7年7月25日(金)午後5時までに安中市役所資産活用課資産活用係にて動産の引渡しを受け付けます。
- ※ 引渡しの日程については、安中市と落札者で調整を行います。
 - ※ 引渡しの日程は、土日祝を除きます。
 - ※ 納付の確認のため、引渡しの際に売買代金の領収書をご持参ください。
 - ※ 本人確認のため、落札者もしくはその代理人であることがわかる顔写真付きの身分証明書をご持参ください。
 - ※ 引渡しは、現状有姿のまま行います。
 - ※ 車両移動に係る手続・諸経費は、落札者の負担となります。
- (3) 車両の引渡し後、令和7年8月22日(金)午後5時までに移転登録等の手続を行ってください。
- ※ 移転登録等に係る手続・諸経費は、落札者の負担となります。
 - ※ 移転登録後、「登録識別情報等通知書の写し」をご提出ください。
- (4) 引渡し後14日以内を目安として速やかに、車両の安中市等の印字を塗りつぶし、サイレン等の取り外しを行ってください。
- ※ 上記処理に係る手続・諸経費は、落札者の負担となります。
 - ※ 塗りつぶし・取り外し完了後の車両の写真をご提出ください。

1 4 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、安中市契約規則、安中市普通財産売払要綱の定めるところによって処理します。

●問い合わせ先

〒379-0192

安中市安中一丁目23番13号

安中市役所 企画政策部 資産活用課 資産活用係

TEL 027-382-1111（内線1055）

FAX 027-381-0503

MAIL shisan@city.annaka.lg.jp